



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 8 日 (火)
第 7 9 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (1) (指導管理課) 2
	鳥取県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託 (2) (分権自治推進課) . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (3) (福祉保健課) 3
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (4) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (5) (経済政策課) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 5

告 示

鳥取県告示第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第20号に規定する鳥取県准看護師試験受験手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医療政策課
看護係長 角野 幸恵

3 委任期間

平成20年1月4日から同月31日まで

鳥取県告示第 2 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の規約により鳥取県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県後期高齢者医療広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

鳥取県告示第 3 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
大山町	西伯郡大山町 御来屋328	大山町国民健康 保険大山口リハ ビリセンター	西伯郡大山町末 長483-3	訪問リハビリテ ーション	平成 19 年 10 月 10 日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	認知症対応型通 所介護事業所さ かい幸朋苑	境港市誠道町 2083	認知症対応型通 所介護	平成 19 年 10 月 18 日
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南 一丁目12-41	医療法人社団ひ だまりクリニック	米子市車尾南一 丁目12-41	訪問看護	平成 19 年 11 月 1 日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指 導	〃
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町 北条島366-7	ヘルパーステー ショントマトと っとり	鳥取市千代水四 丁目68	訪問介護	平成 19 年 11 月 16 日
医療法人悠和 会	鳥取市新103- 10	デイサービスセ ンター悠	鳥取市大覚寺77 -56	通所介護	平成 19 年 12 月 5 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南 一丁目12-41	医療法人社団ひ だまりクリニック	米子市車尾南一 丁目12-41	介護予防訪問看 護	平成 19 年 11 月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療 養管理指導	〃
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町 北条島366-7	ヘルパーステー ショントマトと っとり	鳥取市千代水四 丁目68	介護予防訪問介 護	平成 19 年 11 月 16 日
医療法人悠和 会	鳥取市新103- 10	デイサービスセ ンター悠	鳥取市大覚寺77 -56	介護予防通所介 護	平成 19 年 12 月 5 日

鳥取県告示第 4 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍 200-1	いきいき訪問看護ステーション	米子市彦名町 8	平成 19 年 11 月 12 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍 200-1	いきいき訪問看護ステーション	米子市彦名町 8	平成 19 年 11 月 12 日

鳥取県告示第 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター
米子市末広町 58

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
変更後 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 11 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
変更後 午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

3 変更年月日

平成 19 年 12 月 29 日

4 変更する理由

繁忙期における来客の利便性向上と交通混雑の緩和を図るため

5 届出年月日

平成 19 年 12 月 14 日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 19 年 1 月 8 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市鞆町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 11 日付鳥取県告示第 1038 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井手口勘十郎	八頭郡若桜町大字小船字ウヲノデ 1175
井手口孫三郎	〃
井手口文三郎	〃
井手口又蔵	〃
岡本 藤録	〃
岡本吉太郎	〃
岸田 岩蔵	〃
宮本又十郎	〃
宮本和太蔵	〃
宮脇甚三郎	〃

坂口 いわ	〃
坂口 長蔵	〃
坂口重太郎	〃
坂口兵太郎	〃
寺口 源蔵	〃
神谷 亀造	〃
神谷 鶴蔵	〃
神谷重五郎	〃
神谷忠五郎	〃
神谷平次郎	〃
清水 覚治	〃
清水岩太郎	〃
清水喜八郎	〃
清水直次郎	〃
清水鉄太郎	〃
清水文三郎	〃
西川善四郎	〃
西川兵太郎	〃
石本 五平	〃
石本 徳蔵	〃
石本権太郎	〃
石本鉄三郎	〃
前田兵八郎	〃
中瀬 竹蔵	〃
中瀬 留蔵	〃
中瀬源三郎	〃
中村 益蔵	〃
中村 萬蔵	〃
中村嘉七郎	〃
中島初次郎	〃
田中 馬蔵	〃
暇 亀太郎	〃
暇 慶次郎	〃

米谷佐七郎	〃
米谷直太郎	〃
木地谷嘉平	〃
井手口又蔵	八頭郡若桜町大字小船字ウヲノデ 1180
岡本吉太郎	〃
宮本音太郎	〃
坂口喜太郎	〃
坂口兵太郎	〃
寺口 源蔵	〃
森脇 文蔵	〃
清水 留蔵	〃
清水文太郎	〃
石本 市蔵	〃
中瀬 伊蔵	〃
中瀬 留蔵	〃
中村 益蔵	〃
中島初次郎	〃
田中 長六	〃
畷 慶次郎	〃
畷 林平	〃
平家 茂実	〃
木地谷松蔵	〃
國貞 誠子	八頭郡若桜町大字小船字今出 1187

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中田 昭一	八頭郡若桜町大字中原字下モ谷 1086 の 2
-------	-------------------------

〃	八頭郡若桜町大字中原字下モ谷 1087 の 2
坂尾 繁藏	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1139
小椋 武	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1140
坂尾 繁藏	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1141
〃	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1142
〃	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1143
柿ヶ原源三郎	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1144
門河 近藏	八頭郡若桜町大字中原字畑ヶ谷 1170 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

平家徳五郎	八頭郡若桜町大字落折字上ノ山 183 の 2
平家 繁男	八頭郡若桜町大字落折字秋カリヨフ 277 の 167
田中 眞次	八頭郡若桜町大字小船字大將軍 1226

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 11 日付鳥取県告示第 1039 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 8
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 10
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 15
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 21
藤原 仲藏	〃
藤原忠四郎	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 23
原田 稔美	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3619 の 25
原田ひとみ	〃
谷口 忠夫	八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下モ平 2336 の 1
〃	八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下モ平 2336 の 4
服部 俊隣	八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下モ平 2338
右手 幸	八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺上平 2352
大坪 たつ	八頭郡智頭町大字西野字越道 748 の 4
大坪清次郎	〃
藤原三木松	〃
寺谷 とよ	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1208 の 2
寺谷 とら	〃
大坪 勘藏	〃
大坪 久雄	〃
大坪莊次郎	〃
大坪猪十郎	〃
藤原 音藏	〃
白岩初五郎	〃

石谷 太	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1213
寺谷 とう	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1224 の 2
大坪 清子	〃
藤原 音藏	〃
大坪 たつ	八頭郡智頭町大字西野字小谷 1244 の 2
大坪 久雄	〃
大坪清次郎	〃
藤原 音藏	〃
菅原 正義	八頭郡智頭町大字西野字小谷 1246
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 1250 の 8
大坪 一郎	八頭郡智頭町大字西野字越道山 1255
大坪 律子	八頭郡智頭町大字西野字海上 1264 の 7
佐藤 善一	八頭郡智頭町大字西野字金山東平 1275 の 24
山口鹿之助	〃
山本 英貴	八頭郡智頭町大字西野字漆谷 1321
芦谷 茂	八頭郡智頭町大字西野字漆谷 1323
民木 一美	八頭郡智頭町大字西野字漆谷 1329 の 6
春摘みち子	八頭郡智頭町大字西野字登り尾 1331
大呂 ふく	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1335
前橋 道隆	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1337
〃	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1337 の 1
中澤 正晴	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1338
〃	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1338 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1339 の 6
〃	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1339 の 7
突出壽美雄	八頭郡智頭町大字西野字材木谷 1339 の 8
〃	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1340
〃	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1341
〃	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1343
佐藤 善一	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1348 の 3
山口鹿之助	〃
松田 正一	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1348 の 6
明石 敏子	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1348 の 10

〃	八頭郡智頭町大字西野字新佐エ門小屋 1348 の 11
佐々木道壽	八頭郡智頭町大字惣地字中ノ谷高木 575 の 1
〃	八頭郡智頭町大字惣地字中ノ谷高木 577
西尾 豊	八頭郡智頭町大字惣地字中ノ谷高木 582
西尾 順一	八頭郡智頭町大字惣地字中ノ谷高木 589 の 1
田淵 君江	八頭郡智頭町大字惣地字中ノ谷高木 594

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 11 日付鳥取県告示第 1041 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

桑本 一男	東伯郡琴浦町大字公文字亀谷平 380
渡辺多十郎	東伯郡琴浦町大字公文字亀谷平 383
朝倉 熊吉	東伯郡琴浦町大字山田字ロクロ谷 508 の 3
横山林三郎	東伯郡琴浦町大字山田字平ノ上 566

横山 岩吉	東伯郡琴浦町大字山田字河内谷北平 629 の 1
-------	--------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課